省　令

○法務省令第十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

法務大臣　江田　五月

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表秋田地方法務局の部横手支局の款を削り、同部大曲支局の款同支局の項管轄区域欄中「大仙市」を「横手市　大仙市」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

さいたま地方法務局所沢支局及び久喜支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、さいたま地方法務局で取り扱わせる。

第十三条第一項中「明石支局」の下に「、龍野支局、柏原支局」を加える。

第二十一条中「小松支局」を「七尾支局、小松支局及び輪島支局」に、「及び」を「並びに」に改める。

第三十八条第一項中「及び湯沢支局」を「、湯沢支局及び大曲支局」に改め、同条第二項中「横手支局」を「大曲支局」に改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条　青森地方法務局八戸支局及び五所川原支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、青森地方法務局で取り扱わせる。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表秋田の項中「横手　一」を削る。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一さいたま人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

さいたま地方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域	――

別表第一大宮人権擁護委員協議会の項を削る。

別表第一越谷人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

さいたま地方法務局越谷支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	――

別表第一横手人権擁護委員協議会の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中登記事務委任規則第三条の改正規定並びに第四条中別表第一さいたま人権擁護委員協議会の項、大宮人権擁護委員協議会の項及び越谷人権擁護委員協議会の項の改正規定　平成二十三年六月六日

二　第二条中登記事務委任規則第三十九条の改正規定　平成二十三年六月十三日

○厚生労働省令第六十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十六条の五、第三十六条の六第二項及び第三項並びに薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第二条、第三条第一項、第五条及び第六条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

薬事法施行規則等の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条から第三十一条までの規定中「平成二十三年五月三十一日」を「平成二十五年五月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令

1　東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第五十二条第一項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間